最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年一月六日

最高裁判所

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部を改正する規則

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条」を「法第二十三条の三」に改める。

第四十三条第二項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十一条」を「法第二十三条の三」に改める。

第四十九条第二号中「第二条第三項」を「第二条第二項」に改める。

附　則

この規則は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

府令

○内閣府令第一号

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表一（第二条関係）指定職の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等の欄中「経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）」の次に「、特定個人情報保護委員会の非常勤の委員」を加える。

別表三（第二条関係）特定指定職在職者に相当するものの欄中「経済財政諮問会議の議員（関係機関の長及び有識者）」の次に「特定個人情報保護委員会の非常勤の委員」を加える。

附　則

この府令は公布の日から施行し、平成二十六年一月一日から適用する。

○内閣府令第二号

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5　特定個人情報保護委員会の所掌に属する補助金等の事務　特定個人情報保護委員会事務局長

附　則

この府令は公布の日から施行し、平成二十六年一月一日から適用する。

○内閣府令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第二号の施行に伴い、内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和三十六年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「警察庁長官　警察庁」を「警察庁長官　警察庁　特定個人情報保護委員会事務局長　特定個人情報保護委員会」に改める。

附　則

この府令は公布の日から施行し、平成二十六年一月一日から適用する。

○内閣府令第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第六章の規定及び特定個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十五年政令第三百一号）を実施するため、特定個人情報保護委員会事務局組織規則を次のように定める。

平成二十六年一月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

特定個人情報保護委員会事務局組織規則

1　特定個人情報保護委員会の事務局総務課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。

附　則

この府令は公布の日から施行し、平成二十六年一月一日から適用する。